

除雪ドーザ（８ｔ級）の賃貸借仕様書

概 要

この仕様書は、除雪ドーザ（８ｔ級）の賃貸借に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

１ 件 名 除雪ドーザ（８ｔ級）の賃貸借

２ 依 頼 課 建設部道路河川課

３ 仕 様

①除雪ドーザ（８ｔ級） １台

（１）諸元（参考：日本キャタピラー910-SR1）

１）全長（ストレート地上時）	6,565mm
２）全高（回転灯上端まで）	3,235mm
３）全幅（除雪装置装着時）	3,150mm
４）車両総質量	8,830 kg

（２）仕様

- １）マルチプラウ仕様
- ２）シングルキャブ仕様
- ３）マルチカブラ（ワンタッチ）仕様

（３）附属品

- １）取扱説明書（日本語） １部
- ２）タイヤチェーン １式
- ３）チェーンバンド １式
- ４）カッティングエッジ １式
- ５）回転灯 １式

※受注者は発注者に対して回転灯を設置するために必要な道路維持作業用自動車届出に必要な資料を落札後に提出すること。

（４）排ガス規制

- １）特定特殊自動車排出ガス 2014 年基準に適合する車両であること。

（５）その他の事項

- １）マルチプラウ付き除雪ドーザ、日本キャタピラー910-SR1 同等品とする。

４ 保険補償額

保険は、自動車損害賠償責任保険に加入していれば良いが、賃貸借する車両に既に自動車保険（任意保険）等が加味されている場合は妨げないものとし、任意保険に加入している場合には対象者及び保険補償額がわかる資料を落札後に提出すること。

５ 特記事項

- （１）車両等については市で賃貸借契約を行うが、市の除排雪業務委託で使用する車両

であることから、運転は市が除排雪業務を委託する業者となる。

- (2) 任意保険については、車両を運転する除排雪委託業者が市の除排雪用建設機械貸付仕様書に定める補償額以上の保険に加入する。

6 保守点検等

(1) 保守点検

- 1) 通常時、車両に異常があった場合は早急に稼働できるように保守点検を行うこと。これにかかる費用（部品及び消耗品等）は本契約に含むものとする。ただし、タイヤチェーン、カッティングエッジ及びスキーエッジ等の車両稼働によって損耗する消耗品は除く。
- 2) 保守点検期間中は、即時に連絡が取れ、速やかに技術者が点検場所へ到達できる体制を整えること。

(2) 故障時等の対応

- 1) 契約期間に故障等が発生した場合は迅速に対応すること。これにかかる費用（部品及び消耗品等）は本契約に含むものとする。ただし、タイヤチェーン、カッティングエッジ及びスキーエッジ等の車両稼働によって損耗する消耗品は除く。
- 2) 主要部品については、常に在庫を確保する等、即時に交換が可能であること。
- 3) 故障等については、その原因を調査し報告するとともに、原因となる部品の交換、修理・調整を行うこと。ただし、保守作業が完了しない場合は、同性能以上の代替車両を納入すること。
- 4) 保守点検及び故障時修理により発生した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。なお、この場合に生ずる費用は、本契約に含むものとする。

7 納入期限 令和8年11月13日（金）

8 賃貸借期間 令和8年11月15日（日）から令和9年3月31日（水）

9 納入先 大曲除雪ステーション（大仙市大曲西根字上野 150 番地 2）

10 納入仕様

- (1) 納入にあたっては、検収後、受注者が指定場所へ配置すること。（運転操作説明含む。）輸送費は本契約に含むものとする。
- (2) 納入の際に破損、または不良等が見つかった場合は、速やかに交換すること。

11 返却仕様

- (1) 返却にあたっては、検収後、受注者が指定場所から運搬すること。輸送費は本契約に含むものとする。

12 支払い方法 11月から3月までの月払いとし、当月分の賃貸借料を翌月に請求するものとし、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

13 同等品承認 参考品以外の同等品を納入する場合、入札参加申込書の提出時に同等品承認申請書を併せて提出し、承認を受けること。その際は機械のカタログ

を付すこと。なお、承認通知書は指名通知書とともに送付する。

14 その他

この仕様書に定めのない事項については、別途発注者と受注者とが協議するものとする。